

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成 22 年 2 月 17 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 齊藤 惇 殿

会 社 名 株式会社 P a l t a c

代表者の 代表取締役社長

役 職

氏名(署名)

三木田 國夫



当社の代表取締役社長である三木田國夫は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）および新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は以下の通りです。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係法令に準拠して、全ての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、業務分担と責任部署が明確化されており、各部署において適切な業務体制を構築しております。
3. 原則毎月 1 回開催する取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討および決定するとともに、業務執行状況の監督機関と位置付けております。
4. 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、効率性の観点から、厳正な監視を行っており、常時取締役会に出席し、経営全般に対する監視機能を発揮するとともに、法令、定款違反、競業取引や利益相反取引等の事実の有無についての監査を実施しております。
5. 内部監査部門は、社長直轄の監査部が担当しており、他の業務執行組織から独立して業務全般にわたる業務監査、会計監査および財務報告に係る内部統制の有効性評価を定期的に行っており、指摘事項、改善事項については、その結果を経営者に報告する体制を構築しております。
6. あずさ監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、新規上場申請のための四半期報告書の記載内容に関し、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上